

【短期退職時の手数料の取扱い （返戻金制度について）】

自己の意思により、又は就業規則違反等の採用決定者の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、求人者から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を払い戻すこととする。

1ヶ月未満で退職した場合 70%に相当する額

3ヶ月未満で退職した場合 40%に相当する額

※採用決定者が、都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の返戻は、行なわないものとする。